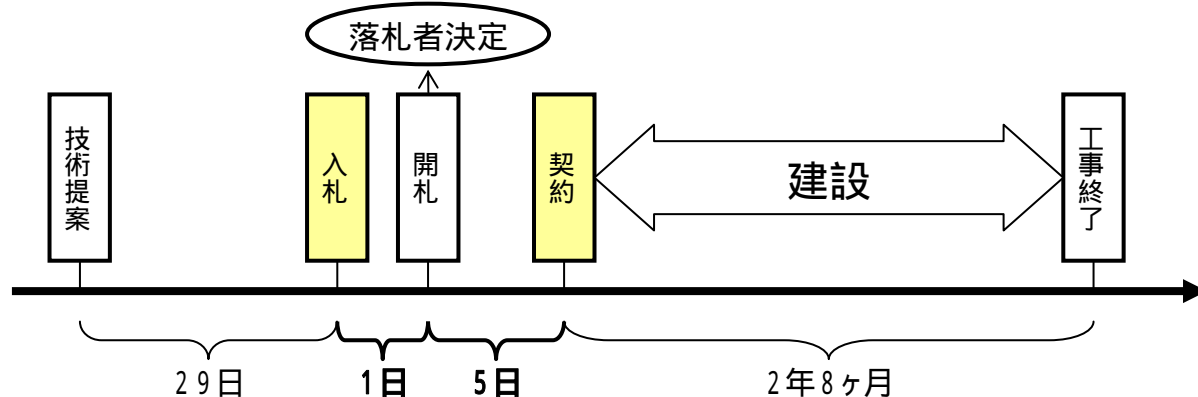


## 従来型事業

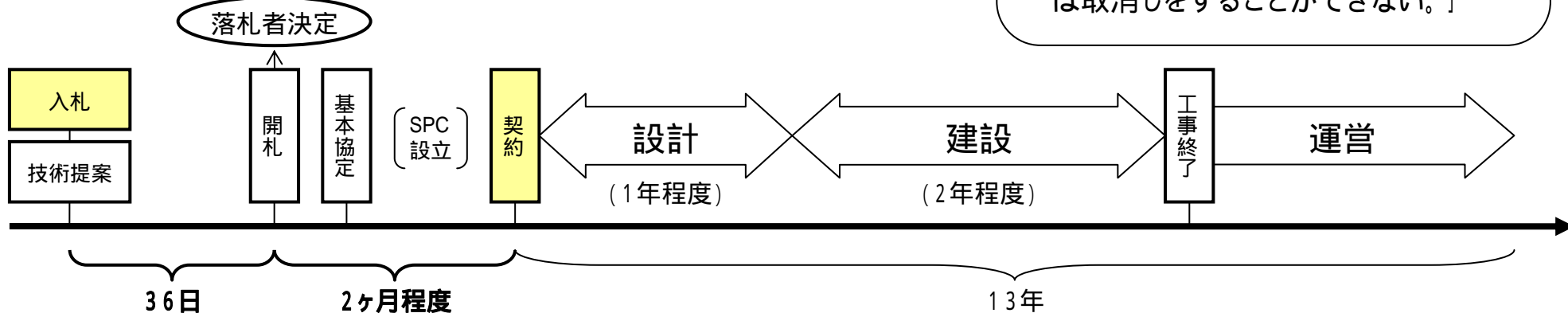
一般的に、実施設計は入札公告前に完成している。

< 某事務庁舎建築工事Aの場合 >



## PFI事業

< 某事務庁舎整備等事業Bの場合 >



・PFI事業では、技術提案の提出と同時に入札を行うこと、開札から契約までの間にSPCの設立等の手続きが必要となるため、従来型事業と比べ、入札から契約までの期間が長くなる傾向にある。

・また、一般的に契約後に実施設計を行うため、入札時点では設計数量等に基づいた金額で積算できない。

・なお、会計法第29条の5第2項には、入札書に関する規定がある。

「前項の規定(競争入札)により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。」

PFI事業では、入札から開札までの期間を2ヶ月程度に設定している事例もある。

契約・事業の流れについては、発注者や事業等により異なる。